# スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの理想的な 協働としての"ペア活動"

## 合 田 盛 人<sup>1</sup> ・ 竹 森 元 彦<sup>2</sup>

#### 要 旨

本稿では、平成7年度からの「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」や平成13年度からの「スクールカウンセラー活用事業補助」によって配置されたスクールカウンセラーと平成20年度からの「スクールソーシャルワーカー活用事業」にて全国141地域に配置されたスクールソーシャルワーカーの両者の理想的な協働を模索するために、問題を抱える子ども等の自立支援事業での訪問相談員(カウンセラーとスクールソーシャルワーカー)での「ペア活動」の実践を示すと共に、SCとSSWの共働の有効性と重要な論点について考察を試みた。その結果、①人間性を知り、信頼関係を生む。②ケースへの多面的な理解の側面を提案できる。③一人仕事の学校場面で助け合える心強さ、④クライエントや学校全体の安心感につながる、⑤ケース会議などのコーディネーターとしてのSSW、⑥学校への課題の提案、⑦専門的機能に応じた分担の必要性などを考察した。

### 1. SCとSSWの共働体制にむけて ひとり 一人への統合された支援のために

SCとSSWが全国に配置されはじめている。しかし、SCは学校での面接、SSWは家庭訪問などと違いを説明されている等、誤解も多い。SCは、心の面から子どもや保護者を理解し、人格の成長発達をうながし、SSWは、社会や制度の面から子どもや保護者を理解し援助しようとするのであるから、そのどちらも子どものある側面からはじまってはいるが同じ子ども全体に向かっている。むしろ、二つの専門職種は、子どもを多面的に理解するために協働が必要である。

例えば、児童相談所では、心理判定員と児童 福祉司は同じケースを担当する。それは、子ど もの心理面と、家庭状況などを含む社会資源の 活用などを包括的に理解して支援するためであ る

児童相談所に来談する深刻なケースが、当然であるが、小中学校に登校していることを考えると、学校場面であったとしても、その深さまでアセスメントし、支援の対策を多面的に構築する専門性が必要である。学校にそのような専門家がいるのであるから、その専門性をしっかりと、子どもや保護者、教師の支援に活かすことが重要である。

また、その専門家が同時に学校にいるのであるから、それらの力を統合していくこと、そこから必要な子どもと保護者への支援のあり方について提言してもらうことなどは今後の大きな

<sup>1</sup> 香川県社会福祉士会

<sup>2</sup> 香川大学教育学部

可能性を示している。

(竹森 元彦)

それだけではなく、SCやSSWは、多くとも、一つの学校に各一人の配置であり、一人仕事であることが多く、困難なケースに対して1人で責任ある判断を迫られる。同じ学校に異なる職種とはいえ相談や協力体制を生みやすく、相互補完するような立場の専門職がいることは心強い。SCが所属する各地方臨床心理士会、SSWが所属する地方社会福祉士会がバックアップしているとはいえ、実際の学校臨床の場を共有できることが何よりも互いのメリット(社会資源)である。

心療内科などの病院においても、患者の心理 的なケアをおこなう心理療法士と、社会福祉的 な観点からの支援を行うソーシャルワーカーが いる。これらの両者は、医師や看護師と連携し ながら、患者にとってのよりよいケアを形づ くっていく。二つの職種は、専門職としてバラ バラに存在するのではなく、互いに連携して初 めて子どもや患者の全体像に迫っていける。

SCとSSWという二つの職種は、学校に配置されながらも、どのような仕事分担をして、どのように協力体制を築くのかは、当事者間においても十分に議論されてこなかった。しかし、現在の子ども達の抱える状況を踏まえると、むしろ、どのような仕事ができるのか、どのような仕事を創りだせるのかを、二つの職種の担当者が十分に話し合って、ケースを共有する実践のなかで、子ども達に対して何ができるのか、その保護者に対して何ができるのか、その保護者に対して何ができるのか、その保護者に対して何ができるのか、そども達の声を聴いてそれをどのように学校に対して反映させていくのか、包括的な提案をしていく必要がある。

そのことは、子ども達の福祉に寄与する重要な問題であり、それが十分にできていない現状の課題としては検討していく必要がある。限られた予算の中で、少ない人員で効果をだすために、ケースを共有して、お互いの専門職の技能や視点を絞り出しながら、相互に補足しあって、専門家として何よりも子どもたちの福祉の向上のためにどのように役に立つのかを創造する新たな学校臨床の段階に来ていると考えている。

#### 2. 求められる理想的な共働

現在の小学校・中学校における状況は、いじ め、非行、授業離脱、学級崩壊、不登校、生徒 の学力低下・無気力・無関心、教師の指導力、 モラルハザード・メンタルヘルス等々さまざま な問題を抱えている。例えば、不登校において は、文部科学省の「平成25年度児童生徒の問題 行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 | によ れば、全国の国公私立小学校・中学校の30日以 上欠席者いわゆる不登校児童生徒数は、平成 25年度で119.617人ということである。これは、 平成3年度以降増加していた不登校児童生徒数 が、平成14年度から徐々にではあるが減少して いたものが、平成18年度再び増加となり、平成 20年度から再度減少していたものが、平成25年 度から増加に転じたことになる。また、30日以 上欠席者ではないが、その候補者と見做される 生徒数を含めると、問題は依然として猶予なら ぬ事態と考えることができる。

このような背景の中、文部科学省は学校現場 において、まずはスクールカウンセラー(以下: SC) を、次にスクールソーシャルワーカー (以 下:SSW) を導入した。平成7年度からの「ス クールカウンセラー活用調査研究委託事業」や 平成13年度からの「スクールカウンセラー活用 事業補助」によって配置されたSCと平成20年 度からの「スクールソーシャルワーカー活用事 業」にて全国141地域に配置されたSSWが、学 校現場でそれぞれの専門性と職務をもって活動 するようになった。そのSCとSSWが、さまざ まな問題への対応を行っていく上で、教師等関 係者にその専門性と職務の違いを理解してもら うことは、問題解決の前に成しおくべき課題 であろう。なお、SCとSSWの専門性と職務の 違いについては、すでに、関係者等へ説明でき るように概念化することを試みている(合田. 2010)

そして、今後の活動において、SCとSSWの 理想的な協働というものが望まれているのであ る(大橋・今野, 2011)。では、両者の理想的 協働な形とは具体的にはどのようなものになる のか、学校臨床実践を通して形づくっていく必 要がある。

(合田 盛人)

本稿では理想的な協働を模索するために、2007年度から2008年度の2年間香川県で実施された、「問題を抱える子ども等の自立支援事業での訪問相談員(SCとSSW)」の「ペア活動」の実践を示すと共に、SCとSSWの共働の有効性と重要な論点について考察した。

(竹森 元彦)

#### 3. SCとSSWについて

#### (1)SCの導入と職務

前述の学校現場における憂慮される事態以前 に、学校内にはさまざまな問題が、顕在化また 潜在化していた。校内暴力、非行、いじめなど その問題も犯罪化、事件性が高まるにつれ、外 部の専門家にその解決の一端を担ってもらう、 学校の問題を学校内部だけで解決しないという 流れがおこり、そのなかの1つがカウンセラー による学校内のカウンセリングである。文部 省(当時)は平成7年度から「スクールカウンセ ラー活用調査研究委託事業 | をスタートさせ、 外部の専門家を全国公立小学校・中学校・高校 に配置させた。さらに、平成13年度からは「ス クールカウンセラー活用事業補助」が開始され、 SC等配置は、例えば全公立中学校では、平成 18年度は全国10,190校に対し、7,692校の配置、 配置率75.5%となっており、年度を重ねるご とに増加している。昨今の政治情勢ために、事 業の予算減額という経済基盤の不安のある中で も、全国的にスクールカウンセラーの配置はす すんでいる。

SCの活用について、文部科学省では「児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、各都道府県・指定都市において、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するSCを公立中学校を中心に配置し、そ

れらを活用する際の諸課題についての調査研究を行うために必要な経費の補助を行う。」としており、SCの職務内容については、「(ア)児童生徒へのカウンセリング、(イ)教職者に対する助言・援助、(ウ)保護者に対する助言・援助」であるとしている。このことから、SCの専門性は臨床心理であり、その対象者は児童生徒、教職員、保護者であり、その職務がカウンセリング、助言・援助ということになる。

しかし、実際の学校現場での職務について、 伊藤(2002)は平成8年度からのSCの経験から、 実際の仕事を①子どもの面接(カウンセリン グ)、②保護者の面接、③教師のコンサルテー ション(子どもへの対応を一緒に考える)、④ 外部との連携(教育センター、適応指導教室、 児童相談所、病院、警察少年課、青少年セン ター、などへの紹介)、⑤研修、講演の実施(カ ウンセリング研修、事例検討会、保護者対象 講演会など)、⑥広報活動(ニューズレターの 発行など)としている。すなわち、伊藤のいう ①は文部科学省の(ア)であり、②は(ウ)、③ は(イ)ということになろう。といことは、④ ~⑥はSCの職務内容としては、文部科学省の 定義外ということであり、それでいて、児童生 徒を取り巻くさまざまな問題と対応していくた めには、SCの職務として求められるものであ ろう。伊藤のいう②では、子ども―教師―保護 者、それぞれの間をつなぐコーディネーター的 役割も担っているという。また4では、外の専 門機関を紹介するだけでなく、どうような機関 なのか、その連絡方法はなどを対象者に説明す ること、時には同行することも必要としてお り、また紹介後も担当者との密な連絡、再登校 へのタイミング、学校の受け入れ態勢の示唆な ど、いわゆるインターフェイス的活動を行って いるのである。つまり、対象者の内的資源だけ でなく、社会資源の導入と活用を図っているの である。⑤⑥では、直接的な助言・相談ではな く、間接的なサポートを行っている。

#### (2)SSWの導入と職務

SCの普及に対して、SSWの活用については、

全国的な活用に先駆けて各自治体独自でその派 遣や配置が進められていた。兵庫県赤穂市の 「スクールソーシャルワーク推進事業 (平成12 年度~)」や香川県の「スクールソーシャルワー カー派遣事業 (平成13年度~) | などは先駆的な 活動となるところである。これらの事業が展開 される中、学校現場での授業妨害、暴力事件、 青少年の凶悪犯罪の増加などの対応として文部 科学省では、平成14年度~平成15年度「サポー トチーム等地域支援システムづくり推進事業し 平成15年度~平成18年度「スクーリング・サ ポート・ネットワーク整備事業 |、平成16年度 ~平成18年度「問題行動に対する地域における 行動連携推進事業 | において、ソーシャルワー クの試行的活用がなされた。そして、各自治体 の応募形式で平成19年度~平成20年度は「問題 を抱える子ども等の自立支援事業 | が開始され た。この「問題を抱える子ども等の自立支援事 業」がひとつのきっかけになり、文部科学省は、 平成20年度から約15億円の予算を計上し、全国 141地域で「スクールソーシャルワーカー活用 事業」を実施することとなった。すなわち、全 国141地域においてこれまでにSCが活用されて いた地域では、これに加えてSSWも学校現場 に登場することとなった。学校内に外部の専門 家、カウンセラーとソーシャルワーカーを取り 入れたのである。

SSWの活用について、文部科学省では「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている場所の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。したがって、児童生徒が置かれているものとがって、児童生徒が置かれている。したがって、児童生徒が置かれている。人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められているところである。このため、教育分野に

関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知 識や技術を有するスクールソーシャルワーカー を活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該 児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関 係機関等とのネットワークを活用したりする など、多様な支援方法を用いて、課題解決へ の対応を図っていくこととする。」としており、 SSWの職務内容については、「①問題を抱える 児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係 機関等とのネットワークの構築、連携・調整、 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提 供、⑤教職員等への研修活動 等」であるとし ている。このことから、SSWの専門性は社会 福祉であり、その対象は、児童生徒の環境、関 係機関、保護者、教職員であり、その職務が環 境への働きかけ、ネットワークの構築、連携・ 調整、チーム体制の構築、支援・相談・情報提 供、研修活動等ということになる。ここで、特 筆しておくことは、その対象に、「生徒児童と いう主体へ直接の相談援助 | が含まれていない ことである。

しかし、実際の学校現場での職務につい て、比嘉(2008)は、日本スクールソーシャル ワーク協会の示すSSWの役割をもとに、主た る8つの役割・機能について具体的に説明し ている。その8つの役割・機能とは、1)相談 (counseling)、2)代弁(advocacy)、3)情報提 供 (information)、 4) 調整 (coordination)、 5) 仲介 (mediation)、 6) 家庭訪問 (visiting home)、 7) アドバイス (advice)・コンサルテーショ ン (consultation)、8) 連携 (cooperation)・協働 (collaboration) である。このことについて、都 道府県レベルで最初にSSWを導入したのは香 川県であるが、その香川県でスクールソーシャ ルワークを展開する香川スクールソーシャル ワーカー協会の実践活動報告からも、ほぼ同等 の役割機能を果たしていることが伺える。すな わち、文部科学省が示す上記の①~⑤に加え、 SSWは問題を抱える児童生徒を主体に、児童 生徒の相談を受け、援助を行い、ときには問題 を抱えることで弱い立場に立たされた児童生徒 の代弁者となることもあるのである。

#### (3) SCとSSWの協働

文部科学省では、SCは「臨床心理」、SSWは 「社会福祉 | とそれぞれの専門性を区分してい る。職務内容については、SCは「児童生徒のカ ウンセリング」を中心とした教職者・保護者へ の助言・援助であるとしている。一方、SSW は、「児童生徒が置かれた環境への働き掛け」 を中心としたネットワーク、チーム体制の構 築、連携・調整、保護者・教職員等に対する支 援・相談・情報提供、研修活動であるとして いる。すなわち、児童生徒に「直接」関わるか、 児童生徒に「間接的」に関わるかということで、 2つの職務内容を区分されているが、現任者の 報告や、また協会等の活動団体の定義などで は、SC、SSWいずれも児童生徒を中心に関わ ることで、その職務内容の重なる部分が多いこ とがわかる。

隣接する領域の専門職としてSCとSSWが学校現場において連携していくことは必然であり、多くの実践者も異口同音に提言するところである。

SCとSSWの連携に関して、大橋・今野(2011) は「SCとSSWの理想的な協働」として、「子ど もたちの問題が多様化しており、SCとSSWの どちらの機能も必要であるが、同じ人がどちら も兼ねるのは難しいという考えに基づき、SC とSSWが役割分担をしながらケースに関わっ ていくことが望ましい。想定事例から、SCは 専門であるカウンセリングをし、SSWは専門 であるケース会議の設定やコーディネートを 行って、それぞれが持っている情報をケース会 議で共有する。また、SCとSSWの2人が講師 になり、SCとSSWの役割の違いを先生方に理 解してもらう校内研修を行う、としている。さ らに、SCとSSWの理想的協働をするために、 SCとSSWがお互いの職務内容を理解すること、 そしてケースを通して、お互いの考え方や人間 性を共有することがスタートになる」とまとめ ている。

大橋・今野の提唱をふまえ、SCとSSWの連

携について、理想的な協働とは何かを明らかに するために、本稿では筆者らが実践した問題を 抱える子ども等の自立支援事業での訪問相談員 (カウンセラーとスクールソーシャルワーカー 以下:SCとSSW)の「ペア活動」がそれを暗示 しているのではないかと考え、実践記録の振り 返りながら考察を行うこととした。

#### 4. SCとSSWの「ペア活動」について

#### (1)問題を抱える子ども等の自立支援事業

2007年度から2008年度の2年間、香川県では問題を抱える子ども等の自立支援事業が実施された。この事業は香川県教育委員会が国の事業を受託し実施されたものであり、主に不登校児童生徒、その家族へカウンセラーとしての職務を遂行する訪問相談員とスクールソーシャルワーカーとしての職務を遂行する訪問相談員とがペアでの訪問相談活動を実施するものである。(本稿ではカウンセラーとしての職務を遂行する訪問相談員をSCに準ずるものとして考察することとする。)

(2) SCとSSWの連携と協働(ペア活動)の関係 SCとSSWは、それぞれにその専門性を活かせてクライアントとなる児童生徒・家族へ援助を行う。その具体的な活動としては、児童生徒への個別面接およびカウンセリング、小学校・中学校との連絡調整、ケース会議の実施、適応指導教室への訪問および指導員への協力、ケース会議の実施等である。とくにSCはクライアントの心理面への働きかけを重点に援助を展開していき、SSWはクライアントを中心にしたその環境面への働きかけを行う。その過程でSCとSSWは連携していくというのがスタンダードであろう(図1)。

しかし、今回の当該事業の活動ではスタンダードな連携の形をとりながら、図2のように訪問相談員(SCとSSW)が同行して面接や訪問などのペア活動を行ったのが特徴的であり、理想的な協働といえるのではないかと考えられる(合田, 2009)。このペア活動について、以下、

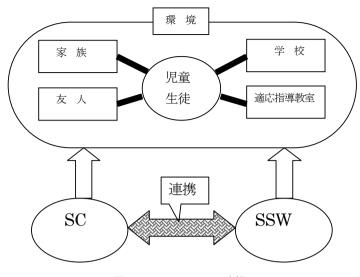


図1 SCとSSWの連携

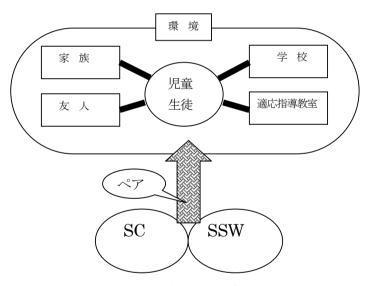


図2 訪問相談員(SCとSSW)のペア活動

インシデントの考察を行うこととする。

#### (3)ペア活動のインシデントと考察

ここで、当該事業において筆者らが担当した それぞれのケースで訪問相談員(SCとSSW)の ペア活動を分析するために、あえて活動記録か らケースごとの過程叙述体の抽出を行わず、特 することとする。なお、支援期間については、 筆者が対象児童生徒担当の訪問相談員(SC)とペ アを組んで支援を行った期間を計上している。

#### 【インシデント1:児童への同席面接】

訪問相談員 (SSW) がAくんに面接するため にA適応指導教室に訪問した際に、偶然にも対 象児童が在籍するA小学校に「拠点方式」で派 筆すべきインシデントに焦点化して抽出し考察 遣されているSCと同席面接することになった。

<考察1>

大橋・今野(2011)が「ケースを通して、お互いの考え方や人間性を共有することがスタートになる」と指摘しているように、訪問相談員(SSW)と派遣SCが初対面で、お互いにどのようなタイプの援助者でどのようなかかりをしていくのか計りながらの面接となってしまった。ただ単に同席面接すればいいというのもではない事が明らかになるインシデントであった。仮に、訪問相談員(SCとSSW)の両者に信頼関係が形成されている場合であっても、対象児童生徒への同席面接は1対2の数的及びパワーの不均衡を生むことになるので、対象児童生徒への十分な配慮がされなければならないと考えられる。

【インシデント2:小学校・中学校への同行訪問】 B中学校へ訪問相談員(SCとSSW)が、支援期間中(6か月間)に4回の同行訪問をし、校長、教頭、担任、配置型SSWを交えたケース会議を開催し、対象生徒の現状と今後の支援について話し合った。

C小学校へ訪問相談員 (SCとSSW) が、支援期間中 (7か月間) に4回の同行訪問をし、母親、校長、教頭、担任、養護教諭と対象児童の現状と今後の支援について、話し合いを重ねる。それ以前に、訪問相談員 (SC) が福祉センター相談室で母親の面接を行っていた。母親からの要望で訪問相談員 (SC) のカウンセリングを継続していた。

#### <考察>

B中学校では、SCとSSWという学校外の社会資源を有効に活用するまでに至っていない状態だったようで、ケース会議というチームアプローチの手法も理解しにくいようであった。配置型SSWは対象生徒のケース会議を開催したくとも、なかなか実施できなかったという。

そのなかで、訪問相談員(SCとSSW)の2人が訪問して来るというので、校長、教頭が対応し、第1回目のケース会議が開催され、その後に定期的なケース会議を開催するという計画が組まれることとなった。というのも、訪問相談員(SCとSSW)の2人が揃う事、さらに訪問相

談員 (SSW) と配置型のSSW が揃う事は、極めて稀な場面であり、3者からそれぞれの専門的知識と対象生徒の理解を伝えることで、ケース会議がとても貴重な場であるということを理解させる説得力があったようである。また、B適応指導教室のb指導員からは、中学校から適応指導教室への訪問は適時校長が行なってくれるが、適応指導教室の指導員が中学校に訪問することは慣習上なかなか出来ない。

そこで、せっかくB適応指導教室で開催するようになったケース会議(【インシデント3参照】)の内容を随時伝えることができないので困惑していたが、訪問相談員(SCとSSW)の2人が同席してのB適応指導教室のケース会議があり、その2人がB中学校に同行訪問してくれるので、ケース会議の内容を託すことができてとても安心できるようであった。

C小学校の場合は、B中学校と同様にケース 会議を開催する契機となった。さらに、その ケース会議に当事者でもある母親が参加してお り(3/4回)、当事者面接の要素も含んでいた。 訪問相談員(SCとSSW)のどちらか一方が話し ているときに、隣席で一方がうなずいているだ けでも、母親の表情が安心しているように伺 えた。話している訪問相談員の内容に説得力 を増すものであった。また、訪問相談員(SCと SSW) が2人いることで、教員へコンサルテー ションを行う場合、訪問相談員(SCとSSW)の どちらか一方が話している時に、他の一方が思 考を巡らしており、2者が交互に教員へ話すこ とで、話す時間、考える時間が交互に取れ、訪 問相談員にも余裕が生まれてきた。話の内容も 多角的で構造的になり、担任も対象児童の理解 や環境面にまで意識が向くようになっていた。

#### 【インシデント3:適応指導教室への同行訪問】

A適応指導教室へ訪問相談員(SCとSSW)が、支援期間中(7か月間)に4回の同行訪問をし、a指導員を交えた3者またはセンター長をも含めた4者でケース会議を開催した。それぞれの活動としては、訪問相談員(SC)が適応指導教室で本人、母親の面接を行い、訪問相談

員(SSW)が適応指導教室で本人と面接、他の通級児童を含めてのグループワークを行った。 ケース会議を実施し、対象児童の現状と今後の支援について話し合った。

B適応指導教室へ訪問相談員(SCとSSW)が、支援期間(6か月間)中に5回の同行訪問をし、 b指導員を交えた3者またはセンター長または 配置型SSWをも含めた4者でケース会議を開催した。それぞれの活動としては、訪問相談員 (SC)が家庭訪問で本人、母親、父親の面接を 行い、訪問相談員(SSW)が適応指導教室で本 人と面接、テスト勉強やキャッチボールなどを 行った。ケース会議を実施し、対象児童の現状 と今後の支援について話し合った。

#### <考察3>

AおよびB適応指導教室のケースでは、これまで指導員が一人仕事になりがちで、他の職員と情報交換は行うが、ケース会議の開催までにはなかなか至っていなかった。指導員の日々の指導内容も振り返る機会も少なく、指導上の不安も抱えたまま対象児童への指導を続けていくという状況であった。

訪問相談員 (SCとSSW) が同行訪問すること で、まずはケース会議を実施する契機となっ た。A適応指導教室のケースでは、通級児童が 最大で4名になり、しかも男子だけのクラスに なったので、指導員が抱えていた不安について 傾聴し、訪問相談員 (SCとSSW) それぞれの専 門性から指導員へのコンサルテーションを行う ことができた。a指導員が自信を回復すること で、通級する対象児童の情緒安定も図られ、最 終的に私立中学の入試合格という結果を導き出 せた。B適応指導教室のケースでは、b指導員 から児童への指導以外の課題についての助言も 求められた。訪問相談員(SCとSSW)それぞれ の専門以外のアジェンダであったが、対象児 童の環境調整という意味では必要な話し合い であったといえる。それも、訪問相談員(SCと SSW) の2者が揃っていたことで、b指導員か らアジェンダとして顕現したものと思われた。

(合田 盛人)

#### 5. SCとSSWの共働の有効性と重要な論点

「ペア活動」は、SCとSSWが同じケースをみて一緒に行動することによって、どのような効果を生むのかについて検討する活動であった。いくつかの効果があった。またいくつかの論点も見いだせた。

①ケースを共有することで、SCとSSWが互いの人間性を知り、信頼感をうむ。

SCとSSWは、学校場面での共働がほとんどないので、どのように連携してよいのか、臨床例が極端に少ない。これでは、十分な効果が日常的に発揮できるとは言い難い。臨床ケースを担当する前に、互いの人間性や専門の力、特異な部分、不得意な部分を、ケース検討を通じて、率直に話し合うことが必要である。そのような過程によって、専門家どうしの深い信頼関係も生まれてくると、ペア活動とは異なるケースの場合でも、顔をみてのつながりがあるので、紹介したり、説明する際に効率も良くなる。

- ②ケースへの多面的な理解の側面を提案できる SCは、行動の背景にあるクライエントの心 のダイナミックや発達状態、家族関係のアセス メントについて特に専門性を発揮する。SSW は、クライエントの悩みを解決するために、ど のような社会資源につなげばよいのか、よりよ い環境づくりをサポートしようとする点に、特 に専門性を発揮する。当然であるが、これは、 クライエントの悩みそのものとそれを取り囲む 環境要因の話なので、バラバラに取り扱われ るものではない。あえて、簡略にいうならば、 SCは、【クライエントの心理→クライエントの 環境】、SSWは、【クライエントの環境→クラ イエントの心理】という図式の中で動いている。 したがって、それらは両者で全体であり、双方 の面からの支援の可能性を常に意識する必要が ある。このようにクライエントの支援に関して 多面的な理解の側面を提案できる。
- ③一人仕事になりがちな学校場面において、互いに教えたり、助け合ったりできる心強さ。 SCもSSWも学校に一人配属される場合が多い。SCは、SSWが配属されるまでは、一人仕

事であり、孤独もあった。しかし、SSWが配属されたのであれば、互いの意見を言い合ったり、互いの専門性からの助言をもらうことができる。責任ある判断を求められることが多い中で、大変心強いことである。また、週に1回程度の勤務の場合、十分な情報が得られない場合も多い。勿論教育相談担当教員からの情報は重要であるが、それをどのように判断するのかは、それぞれの専門家の技量や経験におうところが大きい。そのアセスメントの判断を共有できる専門家がいることは安心感につながる。

④クライエントや学校全体の安心感につなが る。

SCやSSWが相談できたり、互いの情報を伝えあうことで安定するということは、クライエントへの支援が安定することや、学校全体の安定にもつながる。より質の高い支援を全体として行うことが可能となる基盤となると考えられる。

⑤ケース会議など、社会資源を活用する場面の コーディネーターなどは、SSWが中心に行 うことができる。

SSWは、時に、関係者を結び付けるネットワーク作りなどを得意とする。SCは、どちらかというと、個人の内面の動きや家族力動に対してより専門的である。従って、SSWが場創りをして、そこにSCに登場してもらって心理状態を説明してもらうなど、互いの得意さを活かした戦略も可能となる。

⑥学校内の課題や解決すべき問題について、互 いの専門性から議論して、学校やクラスに何 が必要なのかを提案することができる。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの導入以来、実のところ、スクールとカウンセリング、スクールとソーシャルワークとの関係性について十分に議論をされているとは言えない。SCについては、児童や保護者との面接という仕事で定義されがちである。面接をどのように学校全体に活かすのかという視点が不足している。

スクールに位置づく専門家なのか、スクール や地域も含めて変えていく専門家なのか。SC もSSWの両者とも「外部の専門家」であることが、大きな特徴である。つまり、学校システムに完全には位置づかない非常勤の職種である。現在は、ケースに対してどのように対応するのかという位置づけで活動する機会が多いが、それら出会ったケースから、外部の専門家としてスクールに対してどのように向き合っていくのか。

多くの子ども達に会い、声なき声をきくのであるから、その当事者の声を受け止めていくことの責任は大きい。また、教師たちの苦悩についても聞くことが多い。それらの声を踏まえて、よりよい学校づくりに寄与することができるのではないか。

例えば、個々の学校の現状や課題に応じた、「心理福祉的な視点にたった教育支援プログラム作りと実施」を行っていくなどが考えられる。 ⑦専門的機能に応じた分担の必要性

時に、「家庭訪問は、SSWが行う」というような誤解や思い込みの話を聞くことがあるが、「ペア訪問」にみられるように、SCもまた家庭訪問にて効果を発揮する。家庭訪問をした場合、さらに心理的な問題がより詳細に見える側面もあり、それはSCのほうが読み取りや理解についてはより専門的な提言をすることが可能である。

学校のウチか、学校のソトかなどと場面の違いによって、SCとSSWの役割を分けるような荒っぽい考え方ではなく、子どもや保護者の状態像のアセスメントにあわせて、それぞれの専門的機能を有効に活用できるような理解のもと活用されないと、十分な活用にはつながらない。

(竹森 元彦)

#### 6. おわりに

現在さまざまな問題を抱えた学校現場において、SCとSWがその問題への対応を行っていく上で、まずはSCとSSWがお互いの職務内容を理解すること、そしてケースを通して、お互いの考え方や人間性を共有し、理想的協働をしていくことは、問題解決のために成しおくべき課題であろう。それは、憂慮される問題への対

応、ひいては生徒の当然に受けるべき教育や健 全な成長を擁護するためにも当然に必要である と考える。 験』日本評論社 2008年

(合田 盛人)

#### 引用文献

- ・文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/26/10/1351936.htmアクセス2014.11.23
- ・大橋智樹・今野舞「公立高校における学校臨床の現 状と課題」宮城学院女子大学発達科学研究 2011年
- ・合田盛人「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性と職務の違いについて」人間福祉学会誌 2009年 第9巻 第1号
- ・合田盛人「スクールソーシャルワーカーとカウンセラーのペア活動~問題を抱える子ども等の自立支援事業 訪問相談員として~」『SSW実践活動報告 Vol.6 2008年度』香川スクールソーシャルワーカー協会 2009年
- ・文部科学省「文部科学省事業評価書 平成21年度 新規・拡充事業等 - スクールカウンセラー等活 用事業費補助(拡充)」、http://www.mext.go.jp/a\_ menu/hyouka/kekka/08100105/004/026.htm アクセス 2009.2.9
- ・文部科学省「スクールカウンセラーについて」 http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/ seitoshidou/04121502/026.htm アクセス2009.2.9
- ・伊藤美奈子 『スクールカウンセラーの仕事』 岩波書 店 2002年
- ・村山正治ほか『事例に学ぶスクールカウンセリング の実際』創元社 2007年
- ・文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」 http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/ shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm ア ク セ ス 2009.2.9
- ・日本スクールソーシャルワーク協会『スクールソーシャルワーク論 (…歴史・理論・実践…)』学苑社 2008年
- ・日本学校ソーシャルワーク学会『スクールソーシャ ルワーカー養成テキスト』中央法規 2008年
- ・馬場謙一ほか『スクールカウンセリングの基礎と経